胃・肺・大腸・前立腺がん検診・ ピロリ菌検査を実施

- ○と き 7月21日(日)から23日(火)の3日間 受付時間 7時~10時30分
- ○ところ 総合福祉センター
- ※ 23 日火のみ日ノ出地区ふれあいセンター
- ○対象 今年度(令和2年3月31日までに) で 30 歳以上の方
- ※前立腺がん検診のみ50歳以上の男性
- ○料 金
- 胃がん 1,200 円

肝炎ウイルス検診を実施

これまでに、肝炎ウイルスの検査(B型肝炎・ C型肝炎) を受けたことがない方は、この機会に ぜひ受診してください。

- ○と き 7月21日(日)から23日(火)の3日間 受付時間 7時~10時30分
- ※特定健康診査、がん検診と合わせて実施します。 ○ところ 総合福祉センター
- ※23日火のみ日ノ出地区ふれあいセンター
- ○対象 今年度(令和2年3月31日までに)、

肺がん 300 円

- 大腸がん 300円
- 前立腺がん。 400 円
- ・ピロリ菌検査 300円
- ※誕生検診に該当する方(今年度に40歳・45 歳・50歳・55歳・60歳になる方)は、胃・ 肺・大腸がん検診を無料で受診できます。
- ○その他 希望される方は必ず電話などで事前 にお申し込みください。なお、早い時間帯の申 し込みは大変混んでいますので、早めにお申し 込みください。
- ○申込み 福祉保健課健康増進係

40歳以上の方(今までに肝炎ウイルス検査を 受けたことのない方)

- ※肝炎ウイルス検診は、町民の方であれば加入さ れている健康保険の種類は問いません。
- ○検査内容 血液検査 (B型肝炎ウイルス検査、 C型肝炎ウイルス検査)
- ○料 金 無 料
- ○申込み 問診票をお渡ししますので、希望され る方は福祉保健課健康増進係までお申し込み ください。

エキノコックス症検診を実施

エキノコックス症は、エキノコックスという名 前の寄生虫がヒトの口から体内に入り幼虫と なって、主に肝臓に寄生して起こる病気です。血 液検査で早期発見できます。

- ○と き 7月21日(日)から23日(火)の3日間 受付時間 7時~10時30分
- ※特定健康診査、がん検診と合わせて実施します。 ○申込み
- ○ところ 総合福祉センター
- ※23日火のみ日ノ出地区ふれあいセンター

○対 象 次の地区にお住まいの小学校3年生 以上の方で、過去5年間エキノコックス症検診 を受けていない方

対象地区: 末広町、清住、豊坂、実郷

- ※エキノコックス症検診は、町民の方であれば加 入されている健康保険の種類は問いません。
- ○検査内容 血液検査
- ○料 金 300円

希望される方は福祉保健課健康増進係までお 申し込みください。

■問合せ 福祉保健課健康増進係(☎47-5555 総合福祉センター窓口7番)

住環境改善などの各種補助制度

町内にある住宅の改修、商店などの 店舗改修・店舗新築・空き家店舗活用 など町民の方を支援する補助制度を 実施していますので、ご利用ください。 各制度のお問い合わせ先は右のと おりです。

7月1日から申し込みを受け付け

■ 住環境リフォーム促進事業

訓子府町商工会(47-2241)

- ■訓子府町店舗出店等支援事業
- ■訓子府町店舗改修事業
- ■訓子府町太陽光発電システム導入事業

役場農林商工課 (☎ 47-2116)

国民健康保険(国保)の保険証が 8月に更新されます

国民健康保険(国保)の保険証を8月に一斉更 新します。

入院・外来で医療費が高額になる 場合は限度額適用認定証の申請を

国民健康保険(国保)に加入している方は、入 院時に「限度額適用認定証」(70歳未満課税世帯 の方、70歳以上75歳未満現役並み所得の一部世 帯の方)および「限度額適用・標準負担額減額認 定証」(非課税世帯の方)を提示することにより、 医療機関での支払額が、高額療養費の自己負担限 度額までとなります。

また、町民税非課税世帯の場合は、入院時の食 事代が減額されます。

現在お使いの国保の保険証は、令和元年7月31 日までお使いになれます。

7月中旬以降に自宅に簡易書留で郵送されます ので、ご確認をお願いします。新しい国民健康保 険の保険証はえんじ色です。

限度額適用認定証の交付を希望される方は、福 祉保健課医療給付係窓口で申請してください。

また、すでに交付を受けている方も有効期限は 7月31日までとなっています。8月以降有効の 限度額適用認定証を希望される方は、あらためて 申請が必要です。(申請受け付けは7月17日から 開始します)

■申請に必要なもの

- 印鑑
- ・個人番号カード (マイナンバーカード) また は通知カード+写真付き身分証明など
- ■**問合せ** 福祉保健課医療給付係

受給者証更新のお知らせ 重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・子ども医療費

現在交付している各種医療費受給者証の有効 期限は、令和元年7月末までとなっています。

8月以降の受給者証は7月下旬に発送予定です が、次の事項に該当する方は7月中旬までに届け 出をしてください。

■転入された方

平成31年1月2日以降に訓子府町に転入され た方は、前住所地の市区町村から生計維持者の 「令和元年度(平成31年度)所得課税証明書」を 取り寄せて提出してください。

なお、非課税世帯(世帯全員が住民税非課税)と

して認定を受けるためには、世帯全員の所得課 税証明書が必要です。

■健康保険に変更があった方

各種医療費助成の対象になっている方で、健康 保険に変更があった場合には、速やかに届け出 をしてください。

- ■生計維持者に変更があった方
- ■父子家庭の方も「ひとり親家庭等医療費助成」 の対象となります
- 問合せ 福祉保健課医療給付係

腎機能障害による人工透析療法を受けている方に交通費の一部を助成

○対象となる方

腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を 受けている方で、自立支援医療(更生医療)の 支給決定を受けていること

○助成範囲および助成額

自宅から町外(道内に限る)の定期の医療機関 に通院する場合で、最も経済的な経路および方 法で通院した場合の2分の1の額

- ○申請に必要なもの
- · 自立支援医療受給者証

- 申請書および通院証明書 (用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
- ・銀行の振込口座番号が分かるもの
- ○その他

当該年度(4月から6月の場合は前年度)の市 町村民税課税世帯に属する方は、月額 9.000 円 を上限とします。

○問合せ 福祉保健課健康増進係

■問合せ 福祉保健課(☎47-5555 総合福祉センター窓口7番)



